総務省自治大学校 Local Autonomy College

講義・演習概要（シラバス）

第１部課程第１２１期（平成 25 年 10 月 24 日～平成 26 年 3 月 18 日）

課　目　名	自治体訟務（行政事件訴訟法・国家賠償法）
時　限　数	６時限
担 当 講 師	弁護士　池田陽子 ＜プロフィール＞ 昭和５３年　東京大学法学部卒業 昭和５５年　判事補 平成元年　　依願退官　弁護士登録（横浜弁護士会） 平成１０年～　神奈川県顧問弁護士 平成１８年～２３年　入札等監視委員会委員（横浜市） 平成２１年～　横浜国立大学法科大学院客員教授 平成２５年～　情報公開・個人情報保護審査会委員（国）
ね　ら　い	自治体関係訴訟の判例を分野別に概観するとともに、自治体が訴訟当事者となる裁判について、裁判手続の流れや応訴事務の概要を学び、自治体訟務についての基礎的な知識と理解を得ることを狙いとする。
講 義 概 要	１日目は、国家賠償法について、２日目は、行政事件訴訟法について、自治体関係の重要な判例等を題材として、判決の骨組み（認定されている事実関係や法的解釈など）を確認し、実務的な判決の読み方を学んでいきます。各事案において、自治体の敗訴の理由が何であるのか、敗訴が自治体の実務にどのような影響を与えるのかなど、訴訟をより具体的に、より深く理解できるようになることを目指します。３日目は、民事裁判手続の基本的な仕組み、応訴事務の概要、証拠調べの様子などを解説し、裁判を意識した公文書の取り扱い方など身近な問題についても説明していきます。３日間の講義を通じて、近年の行政をめぐる裁判の様相、重要判例の位置づけなどを理解し、自治体関係の法的紛争に適切に対処するための基礎にしていただければと考えています。 ■１日目　　国家賠償法　　■２日目　　行政事件訴訟法 ■３日目　　裁判手続と応訴事務の概要について
受講上の注意	講義では、グループ討論を行い、グループごとに検討結果を述べていただくことがあります。１日目に訟務に関する実務経験などについてのアンケートを配布し、回収しますので、記入についてご協力をお願いします。
使 用 教 材	当日講義用資料を配付予定
効 果 測 定	なし
そ　の　他 （他の課目との関連）	なし